

岸和田商工会議所 商談会等出展補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 本要綱は、会員事業所がビジネスチャンスの拡大を図るため、販路拡大や市場開拓を目的として実施される商談会・見本市等に出展する場合において、その出展に係る経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 交付対象となる者は、岸和田商工会議所会員であり、岸和田市内に事業所を有していることとする。

(対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する商談会等とする。
(1) 岸和田市外（海外含む）で開催される商談会・見本市等（非対面・オンライン形式含む）
(2) 即売を主としない商談会等
2 補助対象事業は、補助金の交付申請をする年度内に完了しなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する商談会等への出展に係る経費であって、岸和田商工会議所が必要であると認めるもの。

(補助率)

第5条 補助率は、岸和田商工会議所が認める経費であって下記に掲げるものとする。
(1) 商談会等への出展に必要な経費の2分の1以内(1,000円未満の端数は切り捨て)であって、同一会計年度で10万円を限度とする。
(2) 国、府、市等から同一の出展について補助金の交付を受ける場合は、前項に規定する経費から当該補助金の交付を受ける額を減じて得た額を補助対象経費とし、前項の補助率を適用する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、商談会等が開催される30日前までに、所定の補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。
2 前項の申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 収支予算書
(2) 商談会等の開催要項等

(交付決定)

第7条 岸和田商工会議所は、前条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金の交付(不交付)を決定し、申請者に対し岸和田商工会議所 商談会等出展補助金の交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知書受領後において、当該申請書の内容又は経費を変更しようとするときは、商談会等出展補助金 交付申請内容の変更に係る承認申請書(様式第3号)を提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。
(1) 補助事業の目的の達成をより効率的にするために、事業内容に軽微な変更をするとき。
(2) その他岸和田商工会議所が認めるとき。
2 前項の変更申請の後、岸和田商工会議所が認めた場合、商談会等出展補助金 交付申請内容変更承認決定通知書(様式第4号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告等)

- 第9条 補助対象者は、出展終了後速やかに所定の出展報告書（様式第5号）（要写真添付）及び領収書写しを添付した収支決算書を提出するものとする。
- 2 前項の報告とともに、補助金交付請求書（様式第6号）を提出するものとする。

(補助金額の確定)

- 第10条 前条の出展報告書の提出があったときには、当該報告書の内容を審査し、相当と認められたものについて交付すべき補助金の額を確定し、岸和田商工会議所 商談会等出展補助金の交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(事業の完了)

- 第11条 本事業は、実施年度内における予算額を執行した時点で完了する。

附 則

1. (実施の時期)
本要綱は、平成25年4月1日から施行する。
2. 第2条（対象者）に係る改正規定は、令和2年8月14日から施行する。
3. 第2条（対象者）第7条（交付決定）第8条（変更申請）第10条（補助金額の確定）に係る改正規定は、令和3年8月18日から施行する。
4. 第5条（補助率）に係る改正規定は、令和4年4月28日から施行する。